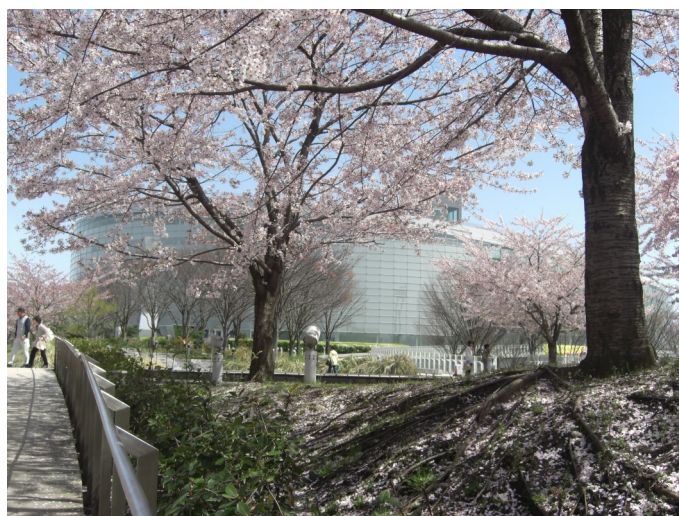


新潟市風致地区条例のあらまし



平成17年3月
(平成29年4月変更)

新潟市

1 風致地区の概要

(1) 風致地区とは

風致地区とは、都市計画の地域地区の一つで、都市における風致を維持することを目的として指定することができます。「都市の風致」とは、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のことです。風致地区内では、条例により建築物の建築等が規制されることによって、風致の維持が図られています。

(2) 新潟市の風致地区

現在、新潟市では4地区270.39ヘクタールを風致地区として指定しています。また、風致地区内の建築物の建築等を規制するために、新潟市風致地区条例(以下、条例)を定めています。条例で風致地区内を3種類に区分し許可基準を定めています。風致地区内で建築物の建築等を行う場合、新潟市長の許可が必要になります。

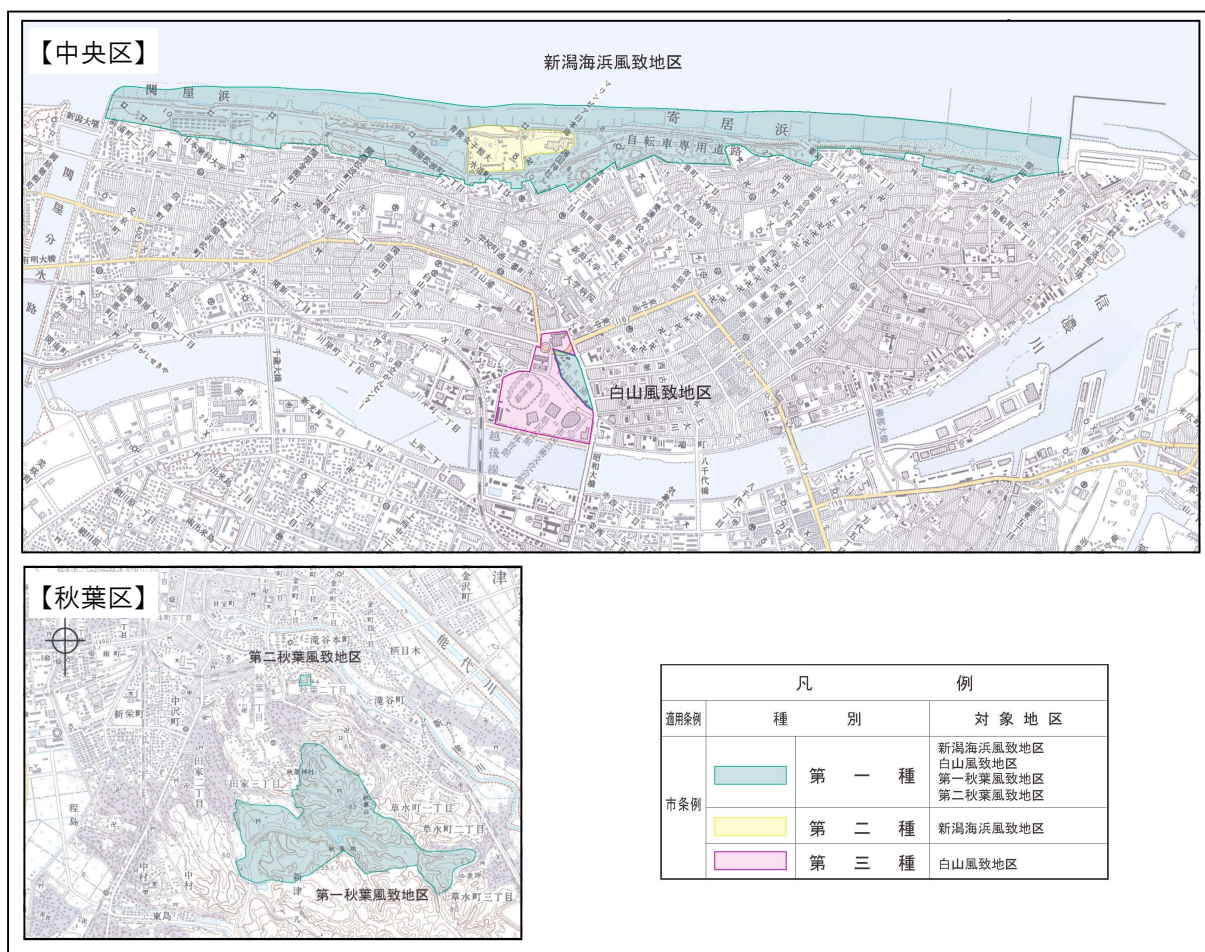


図 風致地区の位置

表 風致地区の概要

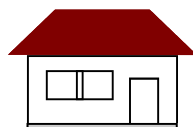
地区名	新潟海浜風致地区	白山風致地区	第1秋葉風致地区	第2秋葉風致地区
面積	172.5ha	25.4ha	70.57ha	1.92ha
指定年月日	昭和17年6月24日	昭和17年6月24日	昭和28年8月11日	昭和28年8月11日
種別	第1種(161.2ha) 第2種(11.3ha)	第1種(3.2ha) 第3種(22.2ha)	第1種(70.6ha)	第1種(1.9ha)

2 許可が必要な行為

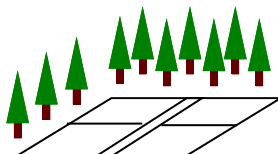
風致地区内において次のような行為をする際、あらかじめ新潟市長の許可が必要です。

- ① 建築物その他の工作物(以下、建築物等)の新築、改築、増築又は移転
- ② 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 土石の類の採取
- ⑤ 水面の埋立て又は干拓
- ⑥ 建築物等の色彩の変更
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

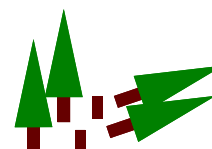
【例】



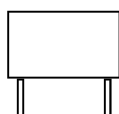
建築物の
新築、改築、増築、
移転、色彩の変更



宅地の造成



木竹の伐採
(ただし、枝打ち等木竹の保
育のために通常行われる木
竹の伐採は許可不要で
す。)



【風致地区内で屋外広告物を設置する場合】

屋外広告物を設置する場合、「工作物の新築」に該当し、風致地区内行為の許可が必要です。

また、表示内容を変更する場合、「建築物等の色彩の変更」に該当し、風致地区内行為の許可が必要です。

なお、屋外広告物条例では、風致地区を禁止地域としています。

許可が不要な行為

次に掲げる行為を行う場合、新潟市長の許可は不要です。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、新潟県若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートル以下であるもの(行為後の建築物が第5条第1項第1号に規定する基準に適合しないこととなるものを除く。)
- (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 前各号及び次号から第15号までの各号に掲げる行為並びに別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの
- (10) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (11) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆たい積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを越えないもの。
- (13) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (14) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類する工作物以外のもの新築、改築、増築又は移転
 ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウに規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの
 カ 建築物等の色彩の変更で、第10号に該当しないもの
 キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆たい積で、高さが1.5メートルを超えるもの
- (15) 次に掲げる事業又は業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるもの新築(イに掲げる業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転
 ア 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業
 イ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号に規定する一般放送の業務で次に掲げるもの
 (ア) 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第64条第1項に規定するラジオ放送に係る業務で、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第142条(1)に規定する共同聴取業務に係るもの
 (イ) 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送に係る業務で、放送法施行規則第2条第7号に規定する同時再放送に係るもの
- (16) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 エ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行う択伐又は1ヘクタール以下の皆伐を除く。)
 オ 水面の埋立て又は干拓

協議が必要な行為

次に掲げる行為を行う場合、新潟市長の許可は不要ですが、あらかじめ新潟市長と協議が必要です。

- (1) 国、新潟県若しくは本市の機関が行う行為
- (2) 次に掲げる独立行政法人等が行う行為
 ・独立行政法人都市再生機構
 ・国立研究開発法人森林研究・整備機構
 (国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)第13条第1項第4号(附帯する業務を含む。))又は附則第6条若しくは第8条の規定により行う行為に限る。)
 ・独立行政法人労働者健康安全機構
 ・独立行政法人水資源機構
 ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 ・独立行政法人環境再生保全機構
 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構

通知が必要な行為

次に掲げる行為を行う場合、新潟市長の許可は不要ですが、あらかじめ新潟市長へ通知が必要です。

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。))とを連絡する施設の新設及び改築を除く。))又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。))の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。))の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連絡する施設の造設を除く。))又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。))に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。))に係る行為(前号に掲げるものを除く。))
- (6) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防施設の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。))に係る

行為

- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が行う鉄道事業又は索道事業者が行う索道事業で、一般の需要に応ずるもの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)
- (16) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)
- (17) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)
- (28) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)
- (29) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (32) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (33) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)による公園事業で、これに相当するものの執行に係る行為
- (34) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

3 許可の基準

(1)建築物等の新築又は増築

対象	項目	第1種	第2種	第3種	注	
建築物	建ぺい率	20%以下	30%以下	40%以下	土地の状況により支障がないと認められる場合においてはこの限りではない。	
	壁面線の 後退距離	道路界から	3m以上	3m以上	2m以上	土地の状況により支障がないと認められる場合においてはこの限りではない。
		隣地界から	1.5m以上	1.5m以上	1m以上	
	高さ	8m以下	12m以下	15m以下	当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでなく、かつ、敷地について、風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りではない。	
工作物	位置、規模	その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。			—	
	形態、意匠	敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他措置を行うものであること。			—	
	植栽				—	

(2)仮設の建築物等の新築又は増築

項目	第1種	第2種	第3種
構造	容易に移転し、又は除却することができるもの		
規模、形態	その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		

(3)地下に設ける建築物等の新築又は増築

項目	第1種	第2種	第3種
位置、規模	その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		

(4)建築物等の改築

対象	項目	第1種	第2種	第3種
建築物	高さ	改築前の建築物の高さを超えないこと		
	形態、意匠	その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		
	規模			

(5)建築物の移転

項目	第1種	第2種	第3種	注	
壁面線の 後退距離	道路界から	3m以上	3m以上	2m以上	土地の状況により支障がないと認められる場合においてはこの限りではない。
	隣地界から	1.5m以上	1.5m以上	1m以上	

(6)工作物の移転

項目	第1種	第2種	第3種
位置、規模	その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		

(7)宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

対象	項目	第1種	第2種	第3種
共通	緑地率	30%以上		
	その他	その土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。		
区域の面積が1haを超える場合	—	次に掲げる行為を伴わないこと。 (ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土 (イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致維持上特に重要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採		
区域の面積が1haを以下の場合	—	高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う場合、切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		

(8)木竹の伐採

第1種	第2種	第3種
次のいずれかに該当すること ・建築物等の新築、改築、増築又は移転や宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に必要な最小限度の木竹の伐採であること。 ・森林の択伐 ・伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの ・森林である土地の区域外における木竹の伐採		
その土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。		

(9)土石の類の採取

第1種	第2種	第3種
採取の方法が露天掘り(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でないこと。		
その土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。		

(10)水面の埋立て又は干拓

第1種	第2種	第3種
適切な植栽を行うものであること等により行為後の地ぼうが当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		
その土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。		

(11)建築物等の色彩の変更

第1種	第2種	第3種
変更後の色彩が当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。		

(12)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

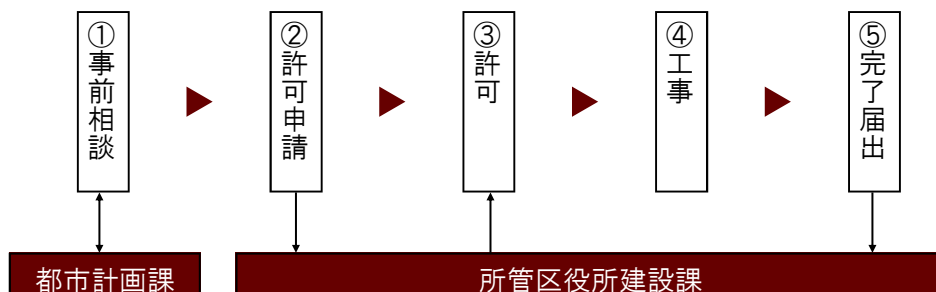
第1種	第2種	第3種
土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。		

※共通事項

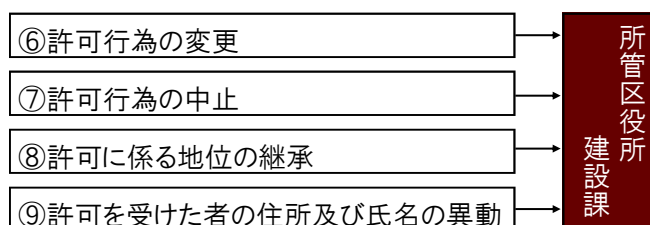
許可には、都市の風致の維持上必要な条件が付く場合があります。

3 手続きの流れ

風致地区内において許可が必要な行為をする場合、次のような手続き等が必要になります。協議や通知が必要な行為をする場合も、許可に準じた手続きが必要です。



また、許可を受けたあと、次のような事項が生じた場合、手続きが必要です。



※必要な書類は「新潟市都市計画課ホームページ」がからダウンロードできます。

(1)事前相談（相談先:本庁 都市計画課）

風致地区内行為の許可の基準は、「その土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。」といった定性的な基準が多くあります。そこで、新潟市ではこれらの定性的な基準について、許可申請の前に、新潟市景観アドバイザーの意見を参考にしながら事前相談を行っています。

許可申請の前に、次の図面を「本庁 都市計画課」へお持ちください。

なお、浜茶屋等、毎年申請される風致地区内行為については、事前相談を省略する場合があります。

■必要な書類

①建築物要の新築、改築、増築又は移転の場合

必要な図面の種類	明示事項	縮尺
<input type="checkbox"/> 位置図	方位、縮尺、施行箇所、道路、目標となる建築物、河川、交通機関	1:10000以上
<input type="checkbox"/> 現況図	方位、縮尺、敷地境界線、既存建築物等、道路、木竹現況	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 植栽計画図	方位、縮尺、敷地境界線、樹木位置、種類及び本数	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 平面図	方位、縮尺	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 立面図	縮尺、材料の種類、外観意匠及び色彩 (立面図に着色するなどわかりやすくしてください。また色彩はマンセル値の記入をお願いします。)	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 現況写真	行為地及びその周辺 (行為地の様子がわかるように敷地内外から複数枚撮影してください。また、撮影位置を現況図などに記載してください。)	

- ② 宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更
- ④ 土石の類の採取
- ⑤ 水面の埋立て又は干拓
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

必要な図面の種類	明示事項	縮尺
<input type="checkbox"/> 位置図	方位、縮尺、施行箇所、道路、目標となる建築物、河川、交通機関	1:10000以上
<input type="checkbox"/> 現況図	方位、縮尺、施工区域、敷地境界線、等高線、木竹現況、既存建築物等	1:600以上
<input type="checkbox"/> 計画平面図	方位、縮尺、施工区域、敷地境界線、等高線、植栽計画、区画割	1:600以上
<input type="checkbox"/> 縦横断面図	縮尺、現況線、計画線	1:200以上
<input type="checkbox"/> 現況写真	行為地及びその周辺 (行為地の様子がわかるように敷地内外から複数枚撮影してください。また、撮影位置を現況図などに記載してください。)	

③ 木竹の伐採

必要な図面の種類	明示事項	縮尺
<input type="checkbox"/> 位置図	方位、縮尺、施行箇所、道路、目標となる建築物、河川、交通機関	1:10000以上
<input type="checkbox"/> 現況図	方位、縮尺、伐採区域、木竹現況	1:3000以上
<input type="checkbox"/> 植栽現況図	方位、縮尺、樹木位置、種類及び本数	1:3000以上
<input type="checkbox"/> 現況写真	行為地及びその周辺 (行為地の様子がわかるように敷地内外から複数枚撮影してください。また、撮影位置を現況図などに記載してください。)	

⑥ 建築物等の色彩の変更

必要な図面の種類	明示事項	縮尺
<input type="checkbox"/> 位置図	方位、縮尺、施行箇所、道路、目標となる建築物、河川、交通機関	1:10000以上
<input type="checkbox"/> 現況図	方位、縮尺、敷地境界線、道路、木竹現況、施工対象建築物等	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 立面図	縮尺、材料の種類、外観意匠及び色彩 (立面図に着色するなどわかりやすくしてください。また色彩はマンセル値の記入をお願いします。)	1:50～1:300
<input type="checkbox"/> 現況写真	行為地及びその周辺 (行為地の様子がわかるように敷地内外から複数枚撮影してください。また、撮影位置を現況図などに記載してください。)	

(2)許可申請 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内で行為を行う場合、工事の前に市長の許可を受ける必要があります。次の書類を所管区役所建設課へ提出してください。

■必要な書類

- 風致地区内行為許可申請書(1部)
- 施工方法書(1部)
- 事前相談で必要とされた図面(2部。許可の文書とともに1部返却します。)
- 自己所有地以外の場合は、権原を証する書面の写し(1部)

(3)許可 (交付元:所管区役所 建設課)

許可条件を満たしている場合、許可申請後、所管区役所建設課より許可の文書が交付されます。

(4)工事

風致地区内行為の許可を受け、当該行為を行う場合、行う場所の見やすい箇所に風致地区内行為許可標識を掲出してください。

風致地区内行為許可標識	
行為の種類	
許可年月日番号	年 月 日 第 号
施行期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為者	住所 氏名 (電話)
施工者	住所 氏名 (電話)
現場責任者	住所 氏名 (電話)

↑
35センチメートル以上
↓

(5)完了届出 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内行為の許可を受けた行為が完了した場合、速やかに次の書類を1部を所管区役所建設課へ提出してください。

- 必要な書類
- 風致地区内行為完了届出書
 - 行為完了地及びその周辺の完了時における現況写真

(6)許可行為の変更 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内行為の許可を受けた行為に変更が生じた場合、「本庁都市計画課」で事前相談を行った上で、「所管区役所建設課」へ次の書類を1部提出してください。

■必要な書類

- 風致地区内行為変更許可申請書
- 施工方法書
- 事前相談で必要とされた図面

(7)許可行為の中止 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内行為の許可を受けた行為を中止した場合、「所管区役所建設課」へ次の書類を1部提出してください。なお、許可を受けた土地を現状に回復するなど風致の維持に必要な措置を行ってください。

■必要な書類

- 風致地区内行為中止届出書
- 行為完了地及びその周辺の完了時における現況写真

(7)許可に係る地位の継承 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内行為の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができます。当該許可にかかる地位を継承した場合、「所管区役所建設課」へ次の書類を1部提出してください。

■必要な書類

- 風致地区内行為地位継承届出書
- 地位を継承したものであることを証する書面の写し

(8)許可を受けた者の住所及び氏名の異動 (申請先:所管区役所 建設課)

風致地区内行為の許可を受けた者の住所や氏名に異動が生じた場合、「所管区役所建設課」へ次の書類を1部提出してください。

■必要な書類

- 住所氏名異動届出書

4 罰則等

(1) 監督処分

次のような場合、風致を維持する必要な限度において、風致地区内行為の許可の取り消しや変更、その効力の停止、許可の条件の変更、若しくは新たな条件の追加、行為その他の行為の停止命令、相当の期限を定めた建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置の命令が行われる場合があります。

- ・条例の規定又はこれに基づく処分に違反した場合
- ・この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事を行っている者若しくは行った者
- ・許可に付した条件に違反している者

(2) 立入検査

監督処分を行うために必要な場合、市長の指定した職員又は委任した者が他人の土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査する場合があります。その場合、身分証明書を携帯しています。

(表)	(裏)																																						
<table border="1"><tr><td colspan="2">身分証明書</td><td>第 号</td></tr><tr><td>所属部課</td><td></td><td></td></tr><tr><td>職氏名</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td colspan="3">上記の者は、新潟市風致地区条例第8条に規定する立入検査員であることを証明する。</td></tr><tr><td>年 月 日交付</td><td></td><td></td></tr><tr><td>年 月 日まで有効</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">新潟市長</td><td>印</td></tr></table>	身分証明書		第 号	所属部課			職氏名					年 月 日生	上記の者は、新潟市風致地区条例第8条に規定する立入検査員であることを証明する。			年 月 日交付			年 月 日まで有効			新潟市長		印	<table border="1"><tr><td colspan="2">新潟市風致地区条例(抜粋)</td></tr><tr><td colspan="2">(許可を要する行為等)</td></tr><tr><td colspan="2">第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</td></tr><tr><td colspan="2">(1)～(7) 略</td></tr><tr><td colspan="2">(立入検査)</td></tr><tr><td colspan="2">第8条 市長は、前条の規定による処分又は命令を行うため必要があると認めるときは、市長の指定した職員又は委任した者に、他人の土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。</td></tr><tr><td colspan="2">2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</td></tr></table>	新潟市風致地区条例(抜粋)		(許可を要する行為等)		第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。		(1)～(7) 略		(立入検査)		第8条 市長は、前条の規定による処分又は命令を行うため必要があると認めるときは、市長の指定した職員又は委任した者に、他人の土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。		2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
身分証明書		第 号																																					
所属部課																																							
職氏名																																							
		年 月 日生																																					
上記の者は、新潟市風致地区条例第8条に規定する立入検査員であることを証明する。																																							
年 月 日交付																																							
年 月 日まで有効																																							
新潟市長		印																																					
新潟市風致地区条例(抜粋)																																							
(許可を要する行為等)																																							
第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。																																							
(1)～(7) 略																																							
(立入検査)																																							
第8条 市長は、前条の規定による処分又は命令を行うため必要があると認めるときは、市長の指定した職員又は委任した者に、他人の土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。																																							
2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。																																							

8センチメートル以上

(3) 罰則

次のような場合、50万円以下の罰金に処されます。

- ・市長が行う変更命令に違反した場合。

また、次のような場合、30万円以下の罰金に処されます。

- ・許可を受ける必要がある行為を、許可を受けずに行った場合。
- ・許可に付された条件に違反した場合。

新潟市風致地区条例

〔平成16年12月24日
新潟市条例第93号〕

- 改正 平成17年3月18日条例第24号
- 改正 平成18年12月28日条例第142号
- 改正 平成19年9月28日条例第71号
- 改正 平成20年7月1日条例第40号
- 改正 平成23年9月29日条例第54号
- 改正 平成28年3月18日条例第32号
- 改正 平成29年3月22日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)第2条の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を定めることを目的とする。

(許可を要する行為等)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。
 - (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、新潟県若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築に係る建築物又は改築若しくは増築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートル以下であるもの(行為後の建築物が第5条第1項第1号に規定する基準に適合しないこととなるものを除く。)
 - (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
 - (6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
 - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (8) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 前各号及び次号から第15号までの各号に掲げる行為並びに別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの
- (10) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (11) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを越えないもの。
- (13) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (14) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類する工作物以外のもの新築、改築、増築又は移転
 - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウに規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更と同程度のもの
 - カ 建築物等の色彩の変更で、第10号に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
- (15) 次に掲げる事業又は業務の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるもの新築(イに掲げる業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転
 - ア 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業
 - イ 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号に規定する一般放送の業務で次に掲げるもの
 - (ア) 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第64条第1項に規定するラジオ放送に係る業務で、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第142条ロ(1)に規定する共同聴取業務に係るもの
 - (イ) 有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送に係る業務で、放送法施行規則第2条第7号に規定する同時再放送に係るもの
- (16) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。))又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ウ 宅地の造成又は土地の開墾
 - エ 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行う択伐又は1ヘクタール以下の皆伐を除く。)
 - オ 水面の埋立て又は干拓
- 3 国、新潟県若しくは本市の機関又は次に掲げる法人(以下「国等」という。)が行う行為(第2号に掲げる法人については、国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)第13条第1項第4号(附帯する業務を含む。))又は附則第6条若しくは第8条の規定により行う行為に限る。)については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。
 - (1) 独立行政法人都市再生機構
 - (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 - (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
 - (4) 独立行政法人水資源機構
 - (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (6) 独立行政法人環境再生保全機構
 - (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(8) 独立行政法人国立病院機構

(適用除外)

第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

(風致地区の種別)

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区及び第3種風致地区とする。

2 風致地区の種別ごとの区域は、新潟市都市計画審議会条例(平成12年新潟市条例第5号)第1条に規定する新潟市都市計画審議会の議を経て、市長が定める。

3 市長は、前項の規定により風致地区の種別ごとの区域を定めるときは、その旨を告示し、かつ、一の風致地区の区域を2以上の種別に区分した場合にあっては、都市計画法第14条第1項に規定する計画図又はこれに準ずる図面にその種別ごとの区域を表示し、当該図面を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 風致地区の種別ごとの区域の決定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

5 前3項の規定は、風致地区の種別ごとの区域の変更について準用する。

(許可の基準)

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で、次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築又は増築(仮設の建築物等及び地下に設ける建築物等の新築又は増築を除く。)の場合は、次のとおりであること。

ア 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が、別表第2(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(イ)欄に掲げる数値以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、別表第2(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(ウ)欄に掲げる数値以上、その他の部分にあっては同表(エ)欄に掲げる数値以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ウ 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の高さが、別表第2(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表(オ)欄に掲げる数値を超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

エ 建築物にあっては当該建築物の形態及び意匠が、工作物にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

オ 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。

(2) 仮設の建築物等及び地下に設ける建築物等の新築又は増築の場合は、次のとおりであること。

ア 仮設の建築物等にあっては、当該建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであり、かつ、当該建築物等の規模及び形態が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

イ 地下に設ける建築物等にあっては、当該建築物等の位置及び規模が、新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 建築物等の改築の場合は、次のとおりであること。

ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが、改築前の建築物の高さを超えないこと。

イ 建築物にあっては改築後の建築物の形態及び意匠が、

工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

(4) 建築物等の移転の場合は、次のとおりであること。

ア 建築物にあっては、移転後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、別表第2(ア)欄に掲げる風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては同表(ウ)欄に掲げる数値以上、その他の部分にあっては同表(エ)欄に掲げる数値以上であること。第1号イただし書の規定は、この場合について準用する。

イ 工作物にあっては、移転後の当該工作物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

(5) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、次に掲げる要件(ア及びウ(ア))に掲げる要件にあっては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。)に該当するものであること。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合が、30パーセント以上であること。

イ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 区域の面積が1ヘクタールを超える宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致維持上特に重要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採

エ 区域の面積が1ヘクタール以下の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

(6) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(前号ウ(イ)の森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(7) 土石の類の採取については、採取の方法が露天掘り(必要な埋戻し又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)でなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく調和しないものでないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付けることができる。

(許可に基づく地位の承継)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定により行った許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事を行っている者若しくは行った者
- (3) 第5条第2項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 偽りその他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者

(立入検査)

第8条 市長は、前条の規定による処分又は命令を行うため必要があると認めるときは、市長の指定した職員又は委任した者に、他人の土地に立ち入らせ、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第9条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者

第11条 第8条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日(以下「施行日」という。)から施行する。

(合併に伴う特例)

2 施行日前に新津市風致地区条例(平成16年新津市条例第17号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第24号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第142号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(新潟県風致地区条例による許可を受けた行為等に係る特例)
- 2 この条例の施行の日の前日までに新潟県風致地区条例(昭和45年新潟県条例第25号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為で、この条例の施行の日以後における新潟市風致地区条例(以下「新条例」という。)第2条第1項及び第3項並びに第3条に掲げる行為に係るものは、新条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 前項の規定により新条例の相当規定によりなされたとみなされた申請のうちこの条例の施行の日以後に許可をするものに対する許可の基準については、新潟県風致地区条例の一部を改正する条例(平成18年新潟県条例第61号)による改正前の新潟県風致地区条例の例による。

附 則(平成19年条例第65号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(日本郵政公社の解散に伴う経過措置)
- 2 第2条による改正前の新潟市風致地区条例第2条第3項第5号の規定により同条第1項の許可を受けることを要しないとされた行為(同条第2項の規定により許可を受けることを要しないとされた行為を除く。以下「許可を受けることを要しないとされた行為」という。)でこの条例の施行の際同条第3項の規定による協議(以下単に「協議」という。)が調っている行為を郵政民営化法(平成17年法律第97号)第166条第1項の規定により業務等を承継した承継会社等(以下「承継会社等」という。)が行うときは、新潟市風致地区条例第2条第1項の規定は、適用しない。
- 3 許可を受けることを要しないとされた行為でこの条例の施行の際協議の途中である行為については、承継会社等が当該協議を引き継ぐとともに、市長は当該協議に係る手続きを引き続き行うものとし、当該協議が調ったときは、同条例第2条第1項の規定は、適用しない。

附 則(平成20年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第54号)

この条例中第2条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は平成23年10月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第32号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第14号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
- (6) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防施設の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

- (9) 森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者が行う鉄道事業又は索道事業者が行う索道事業で、一般の需要に供するもの用に供する施設の建設(鉄道事業にあっては、駅等の建設を除く。)
- (16) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)
- (17) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- (18) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (19) 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為
- (20) 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (21) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (22) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (23) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。))に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為
- (24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (25) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (27) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)
- (28) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)
- (29) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- (30) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (31) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

- (32) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (33) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は新潟県立自然公園条例(昭和43年新潟県条例第28号)による公園事業で、これに相当するものの執行に係る行為
- (34) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為 別表第2(第5条関係)

別表第2(第5条関係)

	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)
第1種	10分の2	3メートル	1.5メートル	8メートル	
第2種	10分の3	3メートル	1.5メートル	12メートル	
第3種	10分の4	2メートル	1メートル	15メートル	

○風致地区条例全般、事前相談について

新潟市都市政策部都市計画課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル 5階)

電話:025-226-2825(直通)

○新潟海浜風致地区、白山風致地区について

新潟市中央区役所建設課

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866(NEXT21 5階)

電話:025-223-7410(直通)

○第1秋葉風致地区、第2秋葉風致地区について

新潟市秋葉区役所建設課

〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009(秋葉区役所 4階)

電話:0250-25-5691(直通)